



埼玉県立大学研究開発センター地域包括ケアマネジメント支援部門からの情報発信
(第3回 (2021.3.10 作成))

科学的介護による自立支援・重度化防止の推進について

埼玉県立大学 川越雅弘

厚生労働省は、自立支援・重度化防止の機能強化を図る観点から、「科学的裏付けに基づく介護 (=科学的介護)」の実現を目指しています。

本稿では、そのために開発された各種データベースの概要、ならびに科学的介護の推進による自立支援の機能強化に向けた国の施策動向のポイントを紹介します。

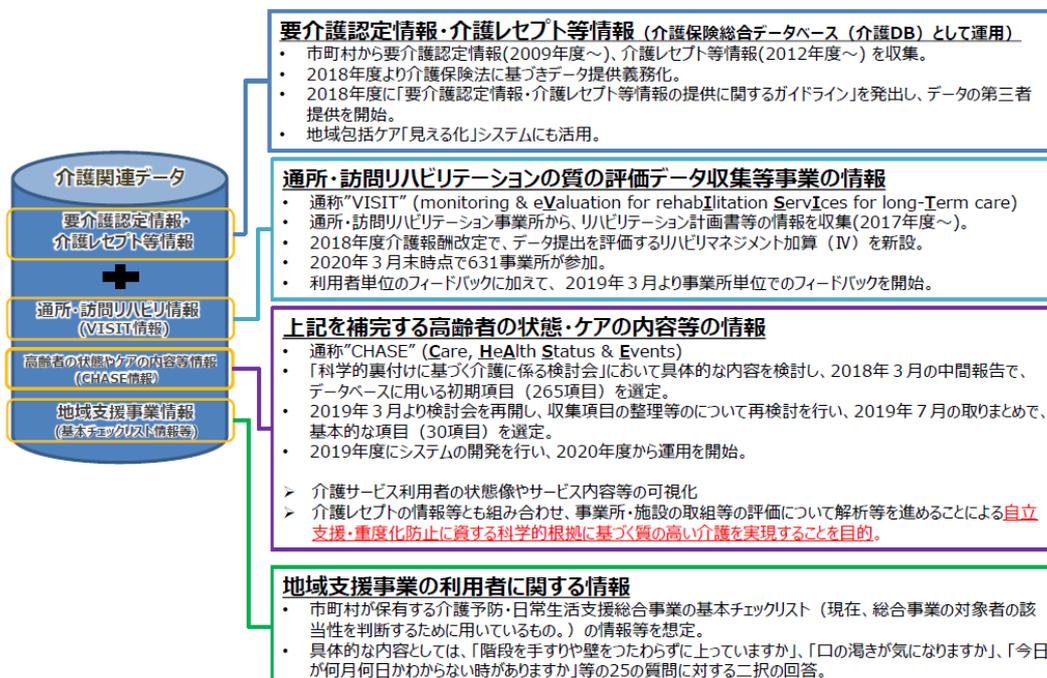
1. 介護関連のデータベース (以下、DB) とは

介護関連の DB は、以下の 4 つのサブ DB で構成されています (図 1)。

- ① 介護保険総合 DB (要介護認定情報・介護レセプト等情報)
- ② VISIT¹ (通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム)
- ③ CHASE¹ (高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム)
- ④ 地域支援事業の利用者に関する情報 (基本チェックリスト情報等)

このうち、VISIT と CHASE に関しては、本年 4 月から一体的に運用されるとともに、名称も LIFE¹ (科学的介護情報システム) に統一される予定です。

図 1. 介護関連の DB の構成



出所) 厚生労働省：令和3年度介護報酬改定に向けて、第185回介護給付費分科会 (2020年9月14日) 資料より引用

¹ VISIT は monitoring & eValuation for rehabilitation Services for long-Term care、CHASE は Care, HeAlth Status & Events、LIFE は Long-term care Information system For Evidence の略のことです。

2. 介護保険総合 DB とは

介護保険総合 DB とは、2013 年度から運用が開始された DB で、各市町村の介護保険被保険者の要介護認定情報、介護保険レセプト情報が収集されています。以前は任意での収集でしたが、2017 年の介護保険法改正により、市町村から厚生労働省へのデータ提供が義務化されました。

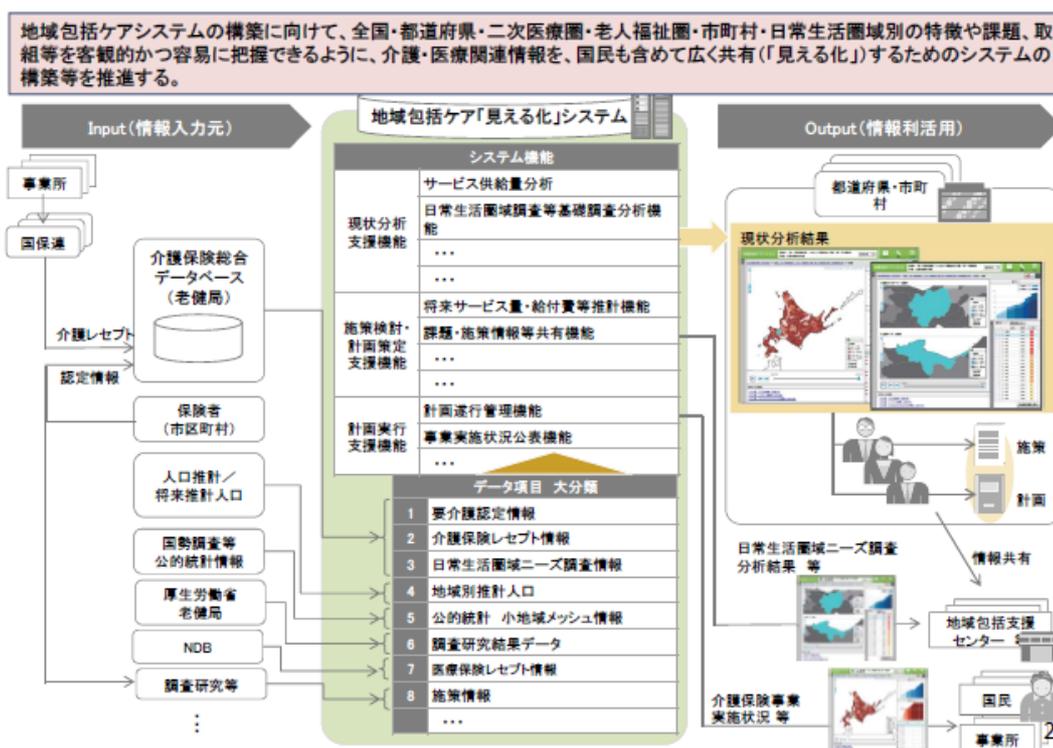
収集される情報は、

- ① 要介護認定一次判定（基本調査 74 項目・主治医意見書要介護認定等基準時間・一次判定結果など）
- ② 要介護認定二次判定（認定有効期間・二次判定結果など）
- ③ 介護レセプト情報（性別・年齢・要介護状態区分・認定有効期間・サービスの種類・単位数・日数・回数など）

などです。

同 DB は、地域包括ケア「見える化」システムや、社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会の各種調査などに活用されています（図 2）。

図 2. 介護保険総合 DB の活用例
（地域包括ケア「見える化」システムへの活用）



出所) 厚生労働省：介護保険総合データベースの活用について（参考資料）、第 59 回介護保険部会（2016 年 6 月 3 日）参考資料 4 より引用

3. VISIT とは

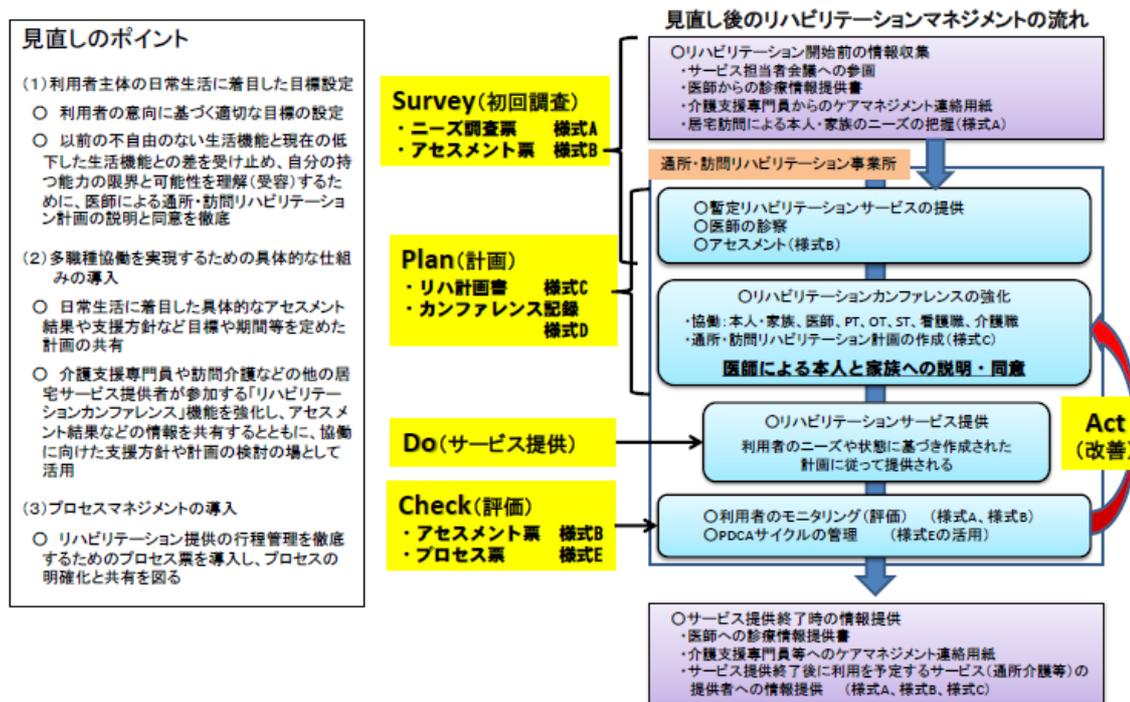
1) リハビリテーションマネジメントの見直し（2015年度介護報酬改定）

通所リハビリテーションの継続理由に関する調査結果をみると、「身体機能を治したい」78.8%、「筋力や体力をつけたい」75.4%と、身体機能の改善に対する希望が多い状況にあります。一方で、「日常生活を送る上での基本的な動作（移動や食事、排泄、入浴、着替えなど）ができるようになりたい」55.9%、「病気やけがになる前に行っていた趣味活動や仕事をするなどの社会的活動をできるようになりたい」42.3%と、生活機能の向上や社会参加に関する希望も少なくありません²。

このように、高齢者のリハビリテーションに対するニーズは多様です。したがって、高齢者の生活の質（QOL）の向上を図るためには、本人の意向や思い、価値観を理解した上で、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかける必要がありますが、当時の通所・訪問リハビリテーションの実施内容は身体機能に偏っていて、活動や参加など、生活機能全般を高めるためのサービス提供は十分とは言えない状況でした。

そこで、2015年度の介護報酬改定において、適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、①リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画策定と活用プロセスの充実、②介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーションカンファレンス」の実施と情報共有の仕組みの充実など、リハビリテーションマネジメント全体の機能強化を図る見直しが行われたのです（図3）。

図3. 生活期リハビリテーションマネジメントの再構築（全体像）



出所) 厚生労働省: 参考資料 (これまでの介護給付費分科会資料より抜粋)、第117回介護給付費分科会 (2014年12月19日)、参考資料1より引用

² 本調査結果は、介護報酬改定検証・研究委員会が行った、2012年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査 (2014年度調査)「リハビリテーションにおける医療と介護の連携に係る調査研究」から引用しています。

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000078678.pdf

2) VISIT の開発とデータ収集を促進するための仕掛け

リハビリテーションの質を改善していくためには、実施内容及びアウトカムに関する情報を継続的に収集・蓄積・分析し、より効果的な手法の開発と標準化を推進するとともに、分析結果を事業所やリハビリテーション職にフィードバックし、サービス提供内容や方法を見直してもらう必要があります。

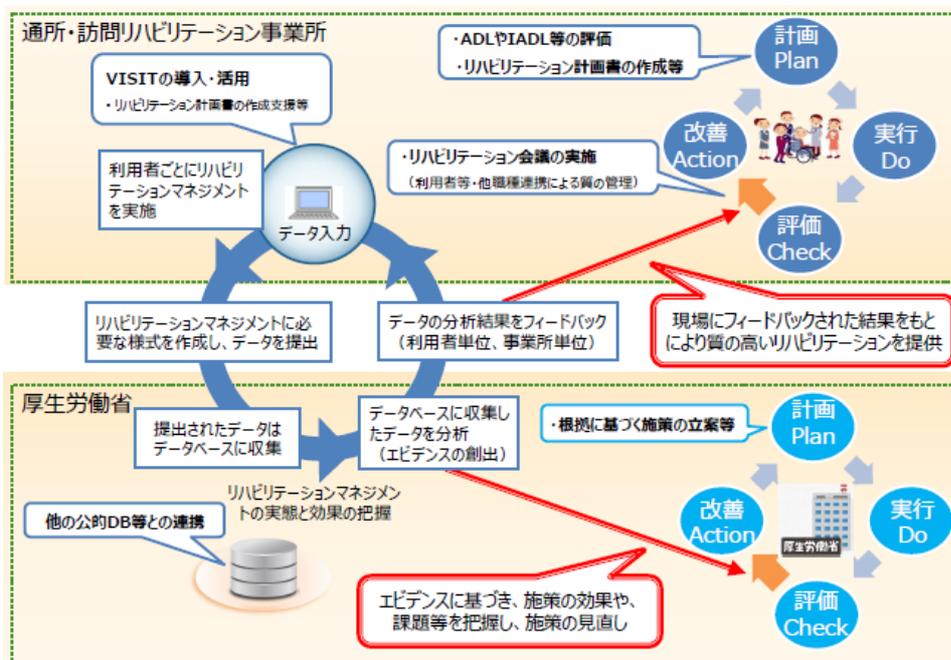
そこで、ソフトを使って事業所が入力したアセスメント情報、リハビリテーション計画書に関する情報を収集・蓄積するための DB を構築し、これら情報と介護保険総合 DB から得られる情報とを合わせることで、

- ① リハビリテーションマネジメントの評価手法の見直しや計画手法の標準化を図る（国ベース）
- ② 事業所単位の分析結果のフィードバックを通じて、各事業所の取組を振り返ってもらう（事業所ベース）
- ③ 利用者単位の分析結果（経時変化を含む）のフィードバックを通じて、利用者やリハビリテーション職と一緒に現状と目標を共有し、利用者の生活目標の達成に資するリハビリテーションの提供を推進する（利用者ベース）

ことを目的に、2016～2017 年度に開発されたのが VISIT です（図 4）。

2018 年度の介護報酬改定においては、VISIT を活用してデータを国に提出し、フィードバックを受けることを要件とする新たな区分であるリハビリテーションマネジメント加算（IV）が創設されるなど、データ収集を促進する仕掛けも設けられています³。

図 4. VISIT を用いた PDCA サイクルの好循環



出所) 厚生労働省：令和 3 年度介護報酬改定に向けて（自立支援・重度化防止の推進）、第 178 回介護給付費分科会（2020 年 6 月 25 日）、資料 1 より引用

³ VISIT のデータ提供の参加事業所数は、2020 年 3 月末現在で 631 事業所、リハビリテーションマネジメント(IV)の加算取得率は、2019 年 10 月現在で、訪問・通所いずれも 1% 台と、取組の推進が課題となっています。

図 5. VISIT の利用者フィードバック票のイメージ（2019 年 10 月時点版）

| | |
|----------------|------------------|
| 利用者ID : 001 | 作成日 : 2018年2月28日 |
| 事業所名称 : ○○○事業所 | |
| 利用者氏名 : | 年齢 : 歳 性別 : 男性 |

■ 利用者の希望

公民館まで一人で歩いて行くことができる。

■ 活動と参加に影響を及ぼす課題の要因分析

・歩行耐久性が300mの為、今まで通っていた公民館での絵画教室に参加できていない。家族の協力は得られない為、公民館までの移動手段の獲得が必要となる。歩行に関しては、体幹運動失調・四肢体幹の筋力低下(MMT4)が認められ、歩行時のふらつきがみられている。筋力向上により歩行の安定・歩行耐久性の向上・立位バランス・応用歩行能力の向上が図られると考えられる。1km以上の歩行耐久性を獲得し、屋外での歩行の安定を図ることで、公民館で行っていた絵画教室を維持することが可能になると考える。

■ 目標 ※複数ある場合は最も優先されるものを掲げる。

料理ができるようになりたい。

■ 上記目標に係る具体的支援内容

| | |
|---|---|
| <p><通所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館まで行けることを目的に、歩行の安定と歩行耐久性の向上を図る。 ・屋外歩行の自立を目指し、屋外歩行を実施する。 | <p><訪問></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅で食器の洗い物、昼食の準備が行えるよう、訪問し、練習を行う。 |
|---|---|

【日常生活動作 (ADL※1) の評価】

①食事 ②イスとベッド間の移乗 ③整容 ④トイレ動作 ⑤入浴 ⑥平地歩行 ⑦階段昇降 ⑧更衣 ⑨排便コントロール ⑩排尿コントロール

※1) ADLとは、ひとりの人が自立して生活するための基本的な身体的動作

| |
|--|
| |
| |

【手段的日常生活動作 (IADL※2) の評価】

①食事の用意 ②食事の片付け ③洗濯 ④掃除や整頓 ⑤力仕事 ⑥買物 ⑦外出 ⑧屋外歩行 ⑨趣味 ⑩交通手段の利用 ⑪旅行 ⑫庭仕事 ⑬家や車の手入れ ⑭読書 ⑮仕事

※2) IADLとは、日常生活動作を基本とし、日常生活、在宅生活に関連した応用的な幅広い動作

| |
|--|
| |
| |

出所) 三菱総合研究所: 令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「通所・訪問リハビリテーションのデータ収集システムの活用に関する調査研究事業」報告書(2020年3月)より引用

4. CHASE とは

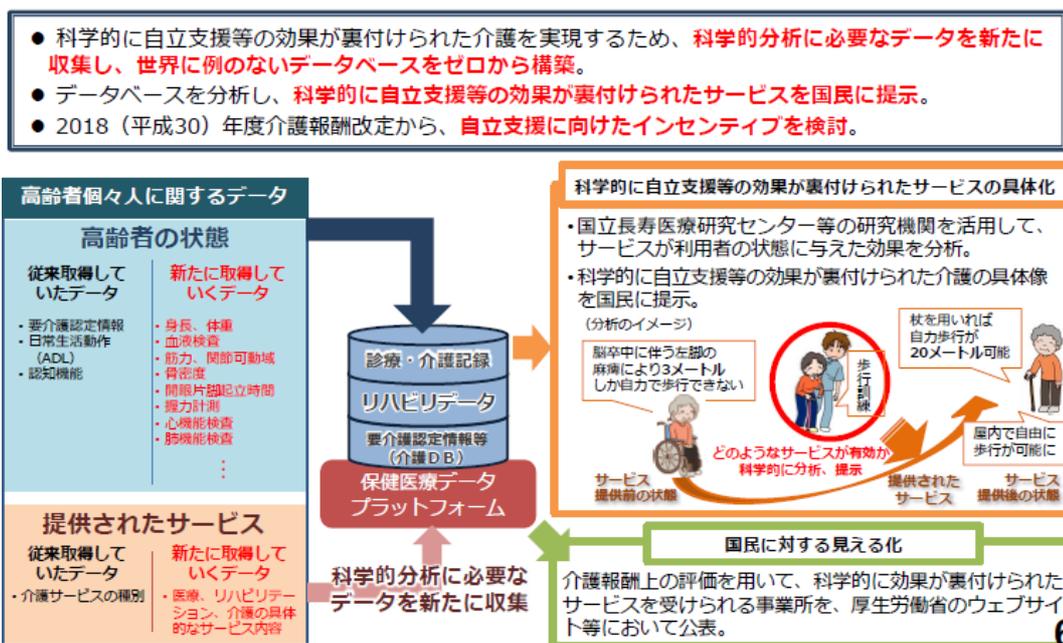
1) 未来投資戦略 2017 に位置付けられた「科学的介護の導入」

2017年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略 2017 -Society5.0 の実現に向けた改革-」のなかで、自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現に向け、以下のような取組の方向性が示されました（図6）。

<取組の方向性>

- ・ どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるか明らかにし、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのDBを構築する。
- ・ 2017年度中にケアの分類法等のデータ収集様式を作成し、2018年度中にDBの構築を開始し、2019年度に試行運用を行い、2020年度の本格運用開始を目指す。
- ・ データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについては、2021年度以降の介護報酬改定で評価するとともに、そうしたサービスが受けられる事業所を厚生労働省のウェブサイト等で公表し、国民に対する「見える化」を進める。

図6. 科学的介護の実現のイメージー自立支援・重度化防止に向けてー



出所) 厚生労働省：データヘルス改革ーICT・AI等を活用した健康・医療・介護のパラダイムシフトの実現ー、第7回未来投資会議（2017年4月14日）資料5より引用

2) 検討会における収集項目の検討

未来投資戦略 2017 で示された取組の方向性を受けて、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護サービスの方法論を確立し、普及していくために必要な検討を行うために立ち上げられたのが「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会（座長：鳥羽研二（国立長寿医療研究センター理事長）」です。

同検討会は、2017年10月12日～2019年7月4日の間に9回の議論を重ねて、2019年7月16日に取りまとめを公表、そのなかで、CHASEの初期仕様において収集の対象とする項目（総論（ADLを含む）・認知症・口腔・栄養の4領域に関する約30項目）や事業所・利用者へのフィードバックのあり方を提言しています。

3) CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進（2021年度報酬改定）

2021年度の介護報酬改定では、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行うこととされました。

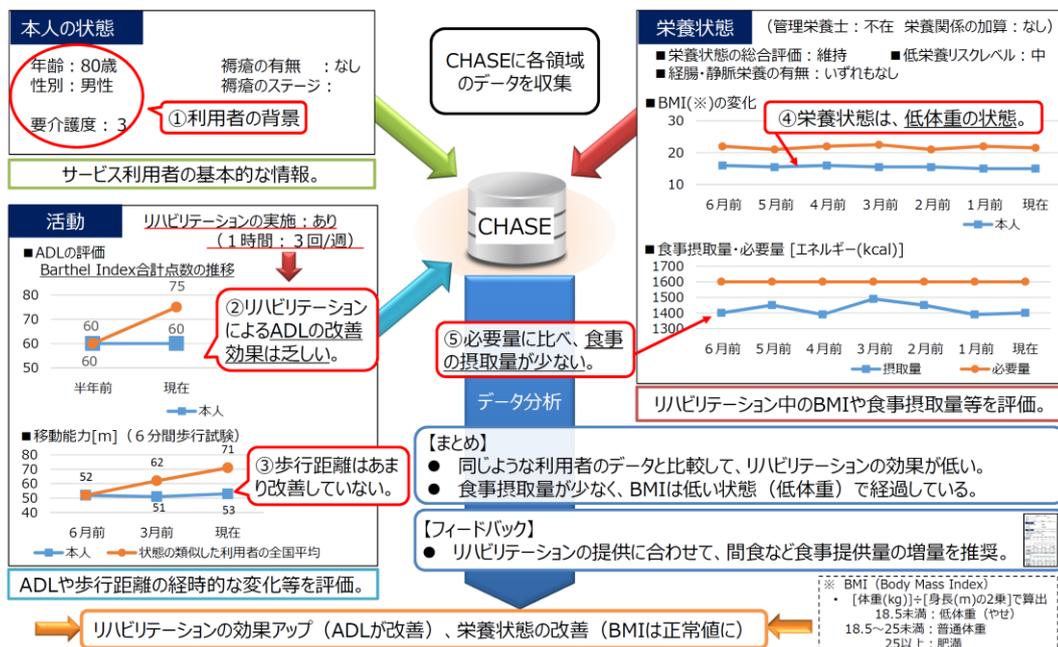
<見直しのポイント>

- ・ 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。
- ・ CHASEの収集項目に関連する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。
- ・ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。

また、こうした取組を推進するため、施設系・通所系・居住系・多機能系サービスを対象に、「科学的介護連携体制加算」が新設されました。この点数を算定するための要件は、①利用者の心身の基本的な情報（ADLや栄養状態、口腔機能・嚥下の状態、認知機能など）をLIFEに送付すること、②LIFEからのフィードバックされた情報（事業者情報・利用者情報）を計画策定等に十分に活用することです。

加算を新設する狙いは、エビデンスに基づく科学的介護の基盤としてLIFEを育てるとともに、自立支援・重度化防止の観点からみた効果的なサービス提供（PDCAサイクルの展開）につなげていくことにあります（図7）。

図7. 科学的介護の事例ベースでの展開イメージ



出所) 厚生労働省：科学的介護とは、2021年2月19日付事務連絡、別添2より引用

5. まとめ

利用者が抱える様々な課題の解決を図っていくためには、ケアマネジャーが策定する全体計画（ケアプラン）と、各事業所が作成する個別援助計画が、共通の目標（利用者の課題解決）に向かって連動していく必要があります。

これまで、ケアマネジャーの質向上の観点から、地域ケア会議の創設などが図られてきましたが、ここ数年の改定では、各サービス事業所の計画策定力の向上を目指した見直しを展開されています。今回のLIFEへの情報提供とその活用もその一環です。

団塊の世代が90代に入り2040年まで、85歳以上人口の急増と生産年齢人口（15～64歳人口）の減少が同時進行します。そのため、要支援・要介護者を増やさない、要支援・要介護者の重度化をできるだけ防ぐための「介護予防・重度化防止」は機能強化されることになります。この実現には、ケアマネジメントおよび各種サービスの質の向上は欠かせません。科学的介護も、こうした視点で進められているのです。